

平成28年度

大杉谷国有林森林整備事業(造林)

閲覧図書

- 1 造林事業請負契約書(案)
- 2 入札者注意書
- 3 契約情報の公表様式

三重森林管理署

森林整備事業請負契約書（案）



- 1 事業名 大杉谷国有林森林整備事業（造林）
- 2 事業場所 別紙図面のとおり
- 3 事業量 植付 0.79ha 外
別紙「可分事業内訳書」のとおり
- 4 事業期間 契約締結日の翌日 から
平成29年7月31日 まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙可分事業内訳書のと
おり
- 5 請負金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額
金 円也)
〔注〕（ ）の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。
- 6 選択条項 別冊約款中选择される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、甲が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
○	部分払	1回以内	第34条
×	前金払	分の 以内	第36条第1項
×	中間前金払		第36条第3項
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第39条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

8 特約事項

- (1) 請負代金は近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) この契約に係る平成28年度の部分払は行わない。
- (3) 契約約款第34条1項は、別紙可分事業内訳書の可分作業毎に適用するものとする。
- (4) 使用材料は書面により報告し、必ず承認を受けること。
- (5) 提案された技術提案（不採用項目は除く）について、請負者は履行するものとする。
- (6) 明許繰越費に係る翌年度にわたる債務負担 別紙1のとおり。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び平成28年11月25日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住所 三重県亀山市本町一丁目7-13
 氏名 分任支出負担行為担当官
 三重森林管理署長 春原 武志 印

請負者 住所
 氏名 印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

別紙 1

第 1 繰越明許費に係る翌年度にわたる債務負担に基づく契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は次のとおり。

平成 28 年度	0 円
平成 29 年度	円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は次のとおりとする。

平成 28 年度	0 円
平成 29 年度	円

技術提案に関する特約事項

提案項目	採用(評価)した(履行確認する)内容
安全管理への工夫と対策	
事業期間の設定、工程管理に係わる技術的所見	
事業上の課題にかかわる技術的所見 「課題：侵入防止効果及び耐久性の高い防護柵の設置方法」	
品質の確認方法及び管理方法に対する技術的所見 「課題：樹種に応じた植付の品質管理の向上について」	

備考：採用(評価)されなかった提案は標準案により実施することとする。

可 分 事 業 内 訳 書

作業種	作業期間	国有林・林小班	記番	林齢	数量	摘要			
植付	契約締結日の翌日	大杉谷 563る外	1	—	0.71	植付樹種及び植栽本数 別紙「苗木等購入仕様書」のとおり			
	～	563は2	2		0.08				ha
	平成29年7月31日	計			0.79				ha
防護柵 設置	契約締結日の翌日	大杉谷 563る外	1	—	1.09	金網	0.77km	ネット	0.32km
	～	563は2	2		0.22				
	平成29年7月31日	計			1.31	km			
空石積工	契約締結日の翌日	大杉谷 563る外	1	—	18	5m間隔			
	～								m2
	平成29年7月31日	計			18	m2			
歩道新設	契約締結日の翌日	大杉谷 563は2	1	—	0.23				
	～								km
	平成29年7月31日	計			0.23	km			

作業仕様書総則

- 1 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
- 2 現場は、周囲を測量杭（又はテープ）等によって標示している。
- 3 設計図書に基づき調達した材料（苗木・薬剤・シカ防護柵・肥料）の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 4 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとする。
- 5 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上の上休を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故とする。
監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
- 6 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、乙において実施し、その費用は乙の負担とする。

植付仕様書

(苗木の管理)

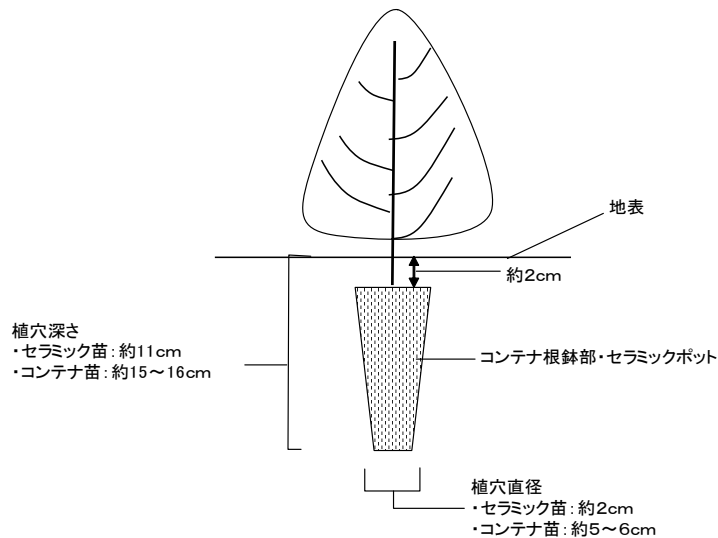
- 1 苗木は植付場所に近い日陰で、水害等の被害のおそれのない所に保管し、必要に応じてシート等で直射日光を遮断し灌水を行うなど苗木の乾燥防止に注意すること。

(林地への植付要領)

- 2 植付樹種、植付本数は、原則的に(可分)事業内訳書に記載のとおりとする。
- 3 保残・自生している高木性広葉樹等及び今後も成長が見込まれる前植栽樹がある区域は、監督職員の指示に基づき植栽密度を調整する。
- 4 ポット苗は、ポット根鉢部が完全に土中に埋没するよう大きめに植穴を掘ることとし、中の石や根は取り除く。
- 5 植穴に苗木を入れ、垂直になるよう据えつける。(根鉢と植穴との間に空隙がある場合は土を入れる。)
- 6 踏付けは、体重を少しかける程度で押さえる。(根鉢を潰さないように留意すること。)
- 7 ポット・根鉢の上端より2cm程度の高さが植付後の地表面とする。
- 8 植付後、苗木の乾燥害防止等のため、根元に落葉その他の地被物を寄せかけ、十分被覆すること。また、被覆物が風で飛散しないように現地にある枝条や石等で被覆物をおさえること。

植付模式図

〔サイズ以外は
ポット苗も同様
とする〕



(苗木の管理・取扱)

- 9 苗木の取扱は丁寧にし、根鉢やポットの損傷等がないよう注意する。
- 10 苗木の運搬及び植付の際は、苗木袋等を使用し、苗木が乾燥しないよう注意する。

(その他)

- 11 現地の状況等により、必要に応じて監督職員の指示を仰ぎ植栽する。

防護柵設置仕様書 (金網)

(作業順序)

- 1 植付、防護柵設置を一括契約した場合は、植付に着手する前に必ず防護柵を設置し監督職員の確認を受けなければならない。

(支柱の固定)

- 2 風及び積雪等により支柱が傾斜しないようしっかり固定する。
- 3 支柱設置間隔の目安は約2.0~2.5m毎とするが、現地の状況によって適宜調整する。
- 4 支柱2~3本毎に、支持杭・支持線（控線）または支持柱を設置し支柱の安定を図ることとする。ただし、特に力がかかる支柱や土質が不安定な箇所等を優先的に行う。
- 5 生立木を利用しての設置は、原則行わないこと。

(網の設置)

- 6 支柱1本あたり6個の止め金具で網を固定すること。
- 7 網の下部には25cm以上の折返し部またはエプロンメッシュを設けること。（出入口部分を除く。）
- 8 網の最上部に、網を保護するため高張力の保護線を設置すること。

(網下部の固定)

- 9 網と地面とに隙間をつくらないよう、折返し部またはエプロンメッシュの先端付近をアンカーで固定する。（出入口部分を除く。）
- 10 アンカー設置間隔は約0.7m毎とするが、現地の状況により適宜調整する。
- 11 人力によって抜ける場所にアンカーを設置しないこと。

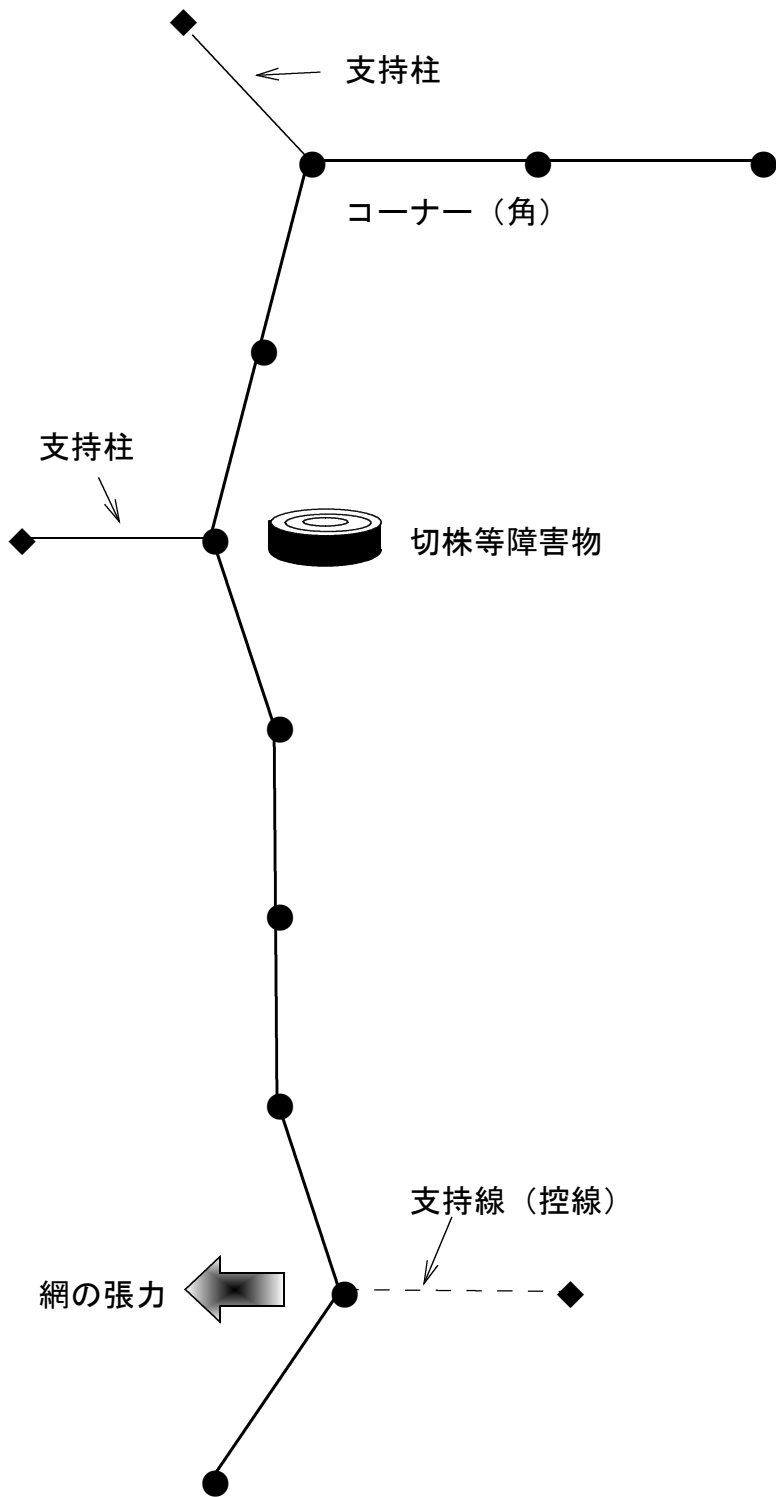
(出入口)

- 12 出入口は、監督職員と相談のうえ適宜設置する。
- 13 出入口の網下部は、網端材等を利用し地面とほぼ平行にスカート網を設ける。

(その他)

- 14 その他、現地の状況（地形の著しい凹凸、岩石の露出など）により設計図書どおりの施工が困難な場合は、監督職員等の指示を仰ぎ施工すること。
- 15 周囲に転落の恐れのある浮石などがある場合は、事前に適宜対応策を講じ、転石等によって防護柵が破損しないよう対処すること。
- 16 谷筋等の凹地で転石等で防護柵が破損する可能性が高い所では、監督職員と相談の上、現地の実態に応じた適宜の対策を講じること。

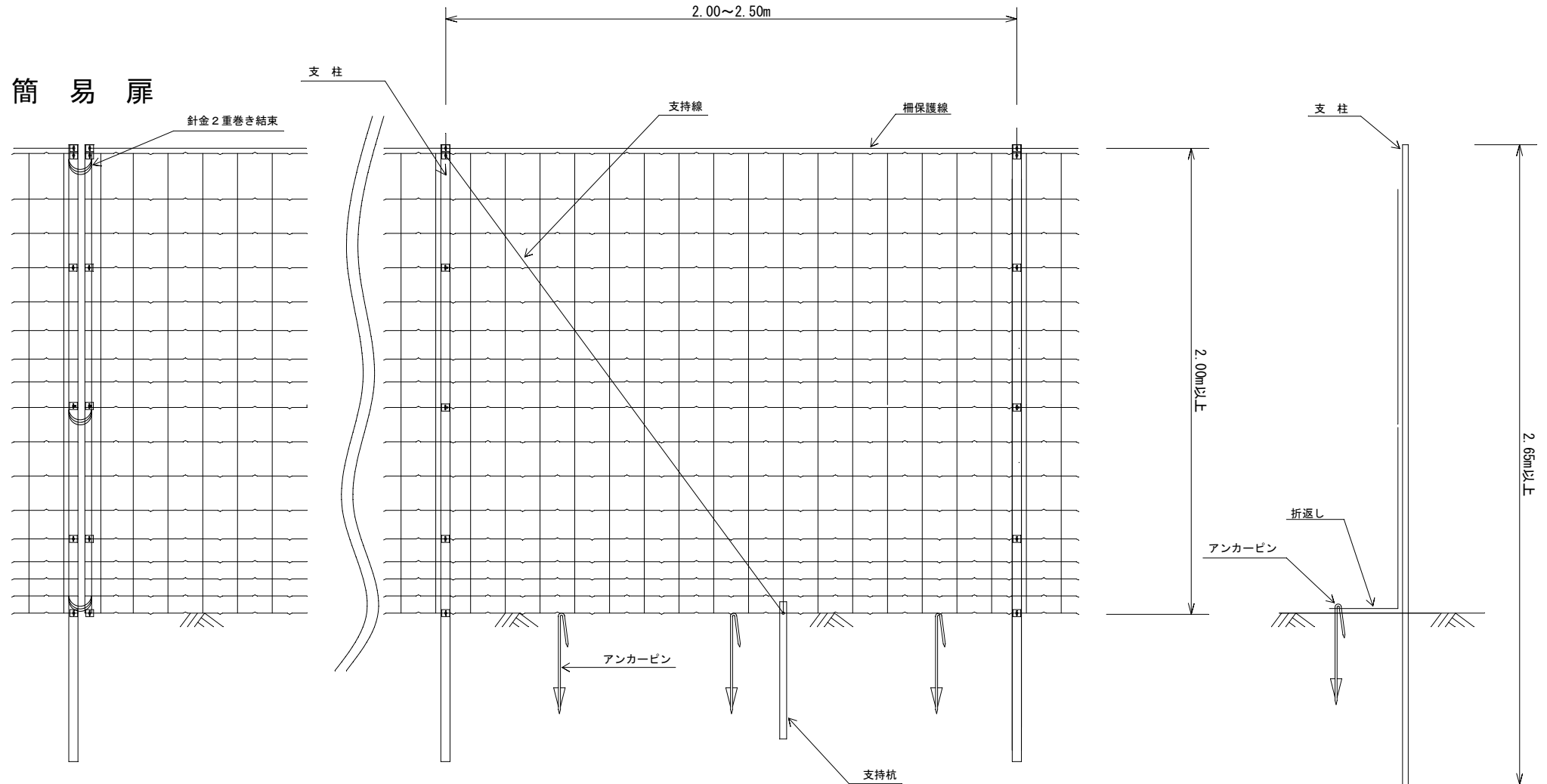
支持柱などの設置方法



防護柵 標準図

正面図

断面図



防護柵設置仕様書 (ネット)

(作業順序)

1 植付、防護柵設置を一括契約した場合は、植付に着手する前に必ず防護柵を設置し監督職員の確認を受けなければならない。

(支柱の固定)

- 2 風及び積雪等により支柱が傾斜しないようしっかり固定すること。
- 3 支柱の設置箇所は、凹凸がある場合、ネットの高さを確保するため、凸部分に設置すること。(別図1)
また、植栽区域より斜面の上部にネットを設置する場合は、傾斜変換し緩やかになった箇所に設置する。
- 4 支柱は作業を進める方向に若干傾けて打ち込み、ネットを固定する際、張りロープを進行方向の逆方向へ力をかけて引っ張り、張りロープの張力で支柱を垂直に固定する。(別図1)
- 5 力がかかる支柱や土質が不安定な箇所では、必要に応じて控えロープにより支柱の安定を図る。
また、柵の安定を図るため必要に応じ控えをとること。(別図2)
- 6 できるだけ生立木を利用するものとし、胸高直径 6cm 以上で傾きのない根張りの良い木を利用するものとする。

(ネット下部の固定)

- 7 ネットと地面とに隙間をつくらぬよう、根株等に針金や釘でネットの下部や押さえロープを固定する。
なお、固定する根株等は生立木あるいは長期間耐久性が見込まれるものとする。
- 8 根株等が少ない場合は、丸太でネットの下部や押さえロープを針金や釘で固定する。この際、丸太も動かないよう固定すること。
- 9 アンカーを設置する場所は、人力によって抜ける場所は設置しないこと。

(ネットの張り具合)

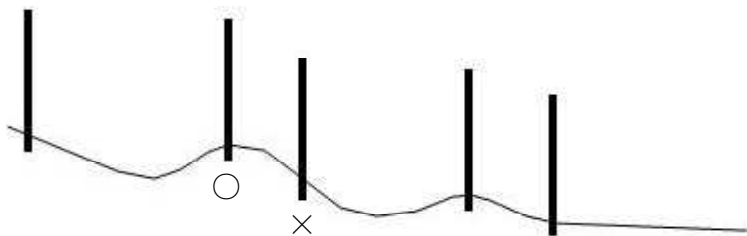
- 10 ネット上部の張りロープは、弛みが生じないように固定することとするが、ネットについては若干弛みをもたせること。
- 11 適切な張り具合の目安として、垂直方向に目数が確認できること。
- 12 急傾斜地において、ネットの荷重により斜面下部にネットが必要以上に引っ張られる場合は、それを防ぐために結束バンド等でネットの上部と張りロープを固定する。

(その他)

13 谷筋等の凹地で転石等で防護柵が破損する可能性が高い所では、監督職員と相談の上、現地の実態に応じた適宜の対策を講じること。

(別図1)

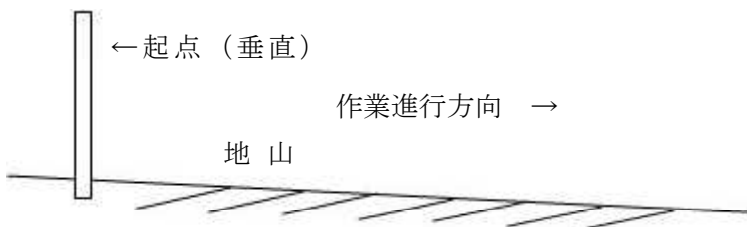
支柱の設置箇所



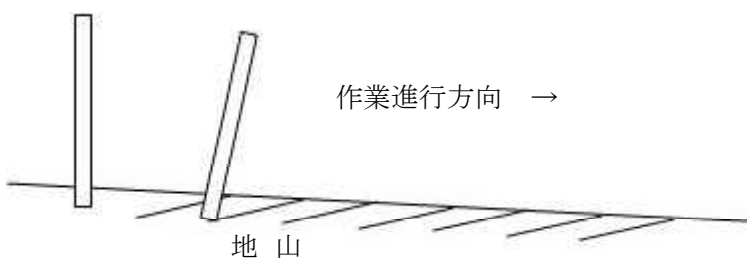
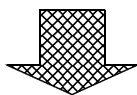
(支柱の間隔は4～5mで)

支柱の打込箇所は地山の凹凸がある場合、ネットの高さを確保するため、できる限り凸部分に打ち込む方が良い。

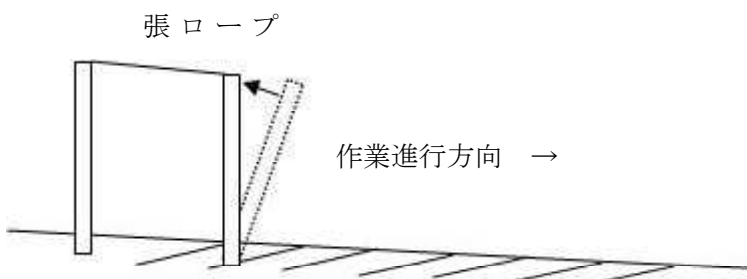
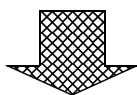
支柱の固定方法



ネットの設置は斜面上方から下方へ進める方が作業は容易である。



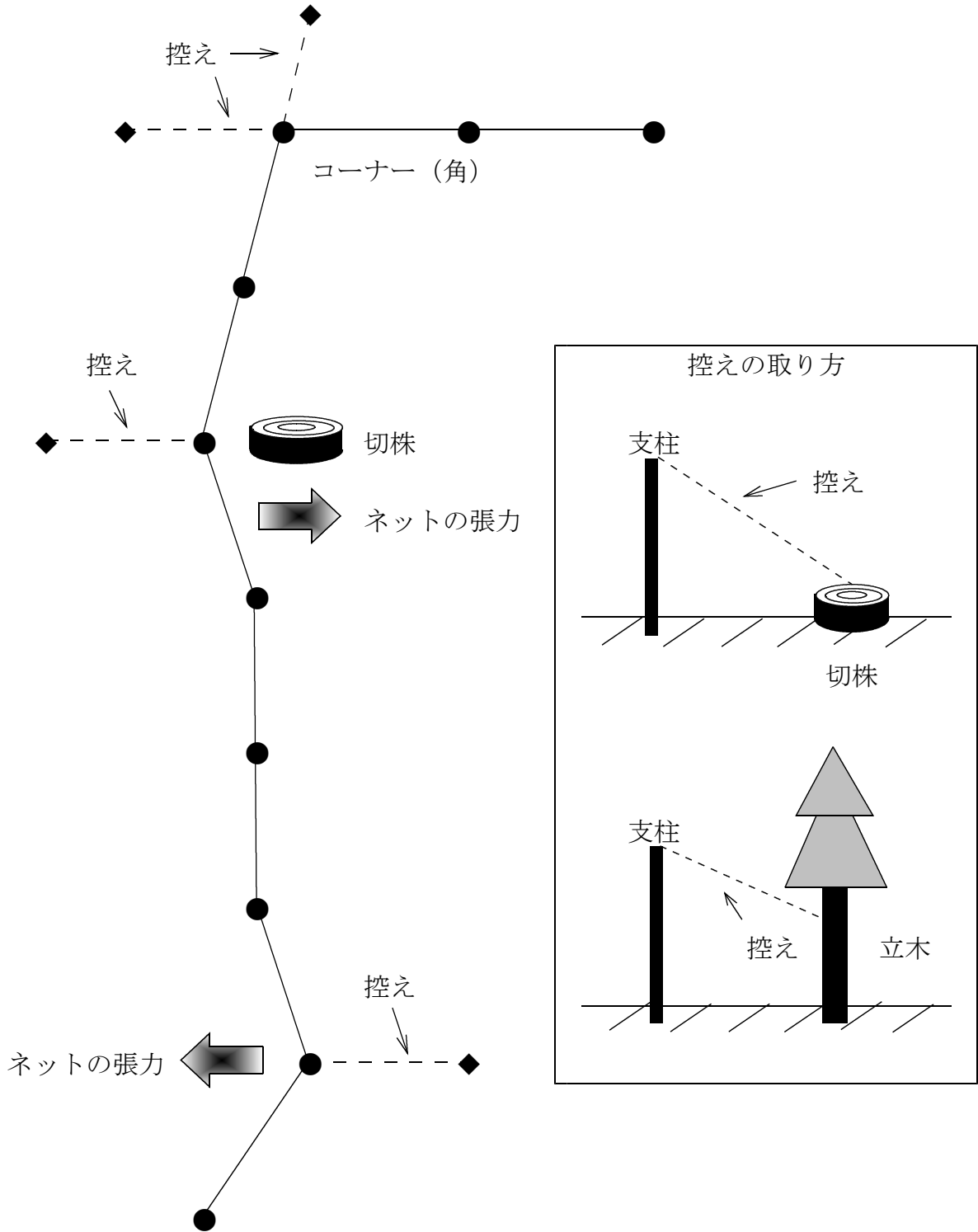
支柱は作業進行(斜面下方)方向へ傾けて打ち込む。



ロープの張力により支柱を引き起こし垂直(最もネットが高く)に仕上げる。

(別図2)

控えロープの設置方法



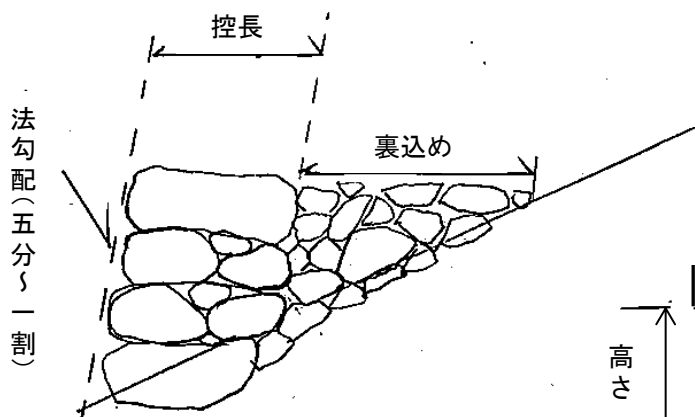
特記仕様書

空石積工

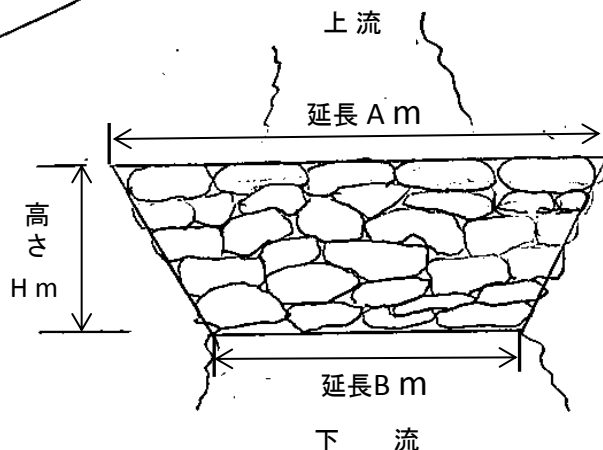
1. 積石に付着したごみ、汚物等は除去するものとする。
2. 積み方は、特に指定されない限り谷積みとする。
3. 根石は、なるべく大きな石を選んで、なじみよく据え付けるものとする。
4. 石の積み上げ順序は、最凹所より開始し、ほぼ同高を保ちながら積み上げるものとする。天端石は、根石と同様大きな石を使用するものとする。
5. 積石は、すわり具合を見てそれぞれ選定して玄能で空打ちしながら合端(※)をすり合わせるとともに、隣接石に密着させ、かつ、面を正しく丁張に合わせ、控えは法面に直角にすえ、石を堅固にかませるものとする。
6. 積石は、合端を密着させ、下方2個の石に均等に支えられるようにする。
7. 空積石工は、すわり良く積石を固定し、裏込めを充填し、その空隙は目つぶし砂利をもって十分堅固にするものとする。
8. 石は、法面から控長の1/3以内において合端をつくるものとし、必要に応じて玄能ですわりを直して合端を密着させるものとする。
9. 構造は標準例2を基本とし、現地に合わせ適宜変更するものとする。
10. 数量の計算式 $(A+B)/2 \times (H \times \text{法長係数})$
法長係数 = $\sqrt{(\text{法勾配}^2 + 1^2)}$
11. その他必要事項については監督職員の指示によるものとする。

※ 合端: 積み上げる石と石との接合する部分

図(標準例1)



図(標準例2)



歩道新設仕様書

(予定線の標示)

- 1 歩道新設の予定線はあらかじめ測量し、要所に測量杭及びテープ等により標示してある。

(歩道の幅員及び作設)

- 2 歩道の幅員は、50 cmを標準とする。
- 3 予定線上に岩石等があり、作設困難な場合は、監督職員の指示による。
- 4 歩道周辺の刈払幅は、1 mを標準とする。
- 5 沢等に栈道を作設する場合には監督職員の指示に従うこと。

苗木等購入仕様書

1 苗木等の品質規格、数量は、次に示すとおりとする。

樹種等	苗齢	規格	数量	備考
アカシデ	IV年生	60cm以上	60本	地域性苗木・ポット苗
イタヤカエデ	III年生	60cm以上	15本	地域性苗木・ポット苗
ウリカエデ	III年生	30cm以上	60本	地域性苗木・ポット苗
ウリハダカエデ	III年生	60cm以上	120本	地域性苗木・ポット苗
エゴノキ	III年生	60cm以上	120本	地域性苗木・ポット苗
カツラ	III年生	60cm以上	15本	地域性苗木・ポット苗
カマツカ	III年生	30cm以上	60本	地域性苗木・ポット苗
コハウチワカエデ	IV年生	60cm以上	45本	地域性苗木・ポット苗
ナツツバキ	III年生	60cm以上	30本	地域性苗木・ポット苗
ナナカマド	III年生	60cm以上	60本	地域性苗木・ポット苗
ヒメシャラ	III年生	30cm以上	108本	地域性苗木・ポット苗
ホオノキ	III年生	60cm以上	15本	地域性苗木・ポット苗
ミズナラ	IV年生	60cm以上	60本	地域性苗木・ポット苗
ミズメ	III年生	60cm以上	60本	地域性苗木・ポット苗
ヤシャブシ	III年生	60cm以上	108本	地域性苗木・ポット苗
ヤマグルマ	IV年生	30cm以上	21本	地域性苗木・ポット苗
ヤマザクラ	III年生	60cm以上	60本	地域性苗木・ポット苗
ヤマハンノキ	III年生	60cm以上	60本	地域性苗木・ポット苗
リョウブ	III年生	30cm以上	108本	地域性苗木・ポット苗
苗木計			1,185本	

- 2 苗木は次の条件を具えた産地系統の明確な規格苗（地域性苗木※）を厳選する。
 - ア 大杉谷国有林に自生する樹種から種子を採取し育苗したもの。
 - イ 幹が通直で堅く徒長分岐していないもの。
 - ウ 枝葉が下方から適当に繁茂し「ガッチリ」と生育しており、秋伸び、徒長がなく、頂芽が完全なもの。
 - エ 根が四方によく発達し、太根が多く、細根を適当につけており、鳥足状、団子状になっていないもの。
 - オ 地上部と地下部の均整がとれているもの。
 - カ 樹勢が旺盛で、組織が充実し樹苗固有の色沢をもち、病害やその他の欠点がなく、移植後の発根能力が強いもの。
 - キ 堀取後の取扱不良による乾燥衰弱等の認められないもの。
 - ク 蒸れの原因となる葉面の湿っている苗木が梱包されていないもの。
- 3 苗木購入にあたっては、上記1、2の条件及び林業種苗法に基づく登録生産事業者等より優良苗木を購入すること。
- 4 各梱包には、生産者氏名、樹種、品種、苗齢、規格、数量、堀取年月日、梱包年月日等、必要事項を登録生産事業者等発行の荷札等で明示すること。
- 5 苗木は指示した規格及び品質のとおり納入されたか監督職員の確認を受けること。なお、荷札等は監督職員に必ず提出すること。
- 6 その他必要事項については、監督職員の指示に従うこと。

※地域性苗木とは、大杉谷国有林に自生する樹種から種子を採取育苗したもので、購入の際にはこの旨を証明する書類を購入元より徴収し監督職員等へ提出すること。

防護柵購入仕様書（金網）

1 防護柵設置物品の品質及び規格、数量は、次に示すとおりとする。

物品	品質及び規格	数量	備考
侵入防護柵	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金属製 防錆(メッキ処理等) ・ φ2.0mm以上 ・ 150mm目以下 又は 1目300cm²以下 ・ 高さ 2,000mm以上 ・ 下部外側折込み、又はエプロンメッシュ 250mm 以上 	1,100 m	セパレート式 (上下2段)も可 1巻25m
支柱	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金属製 防錆(メッキ処理等) ・ 40×25mm 以上 又は φ30mm以上 ・ 長さ 2,650mm以上 	450 本	セパレート式も可 2,000~2,500mm毎
止金具	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金属製 防錆(メッキ処理等) 	2,380 個	柵固定用 1支柱当たり5個
支持杭 (アンカー)	<ul style="list-style-type: none"> ・ アングル型 ・ 金属製 防錆(メッキ処理等) ・ 長さ 500mm以上 ・ 30×30×2mm以上 	180~360 本	支柱固定用 約2.5本毎 ※
支持線 (控線)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 針金 ・ φ2.6mm以上 	0~140 kg	支柱固定用 ※
※ または 支持柱	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金属製 防錆(メッキ処理等) 	0~180 本	支柱固定用 ※
アンカーピン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金属製 防錆(メッキ処理等) ・ φ9.0mm 以上 ・ 長さ400mm 以上 	1,430 本	約700mm毎
柵保護線	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高張力線 (金属製) ・ φ2.6mm以上 	55 kg	(柵上部に張る)
止金具	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金属製 防錆(メッキ処理等) 	476 個	柵保護線固定用 1支柱当たり1個
簡易扉用支柱	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金属製 防錆(メッキ処理等) ・ 40×25mm 以上 又は φ30mm以上 ・ 長さ 2,000mm以上 	26 本	簡易扉用 (13箇所設置)
簡易扉固定用針金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上部、中間部、下部の3箇所結束 		簡易扉用

2 支柱は、積雪及び強風等により折損等を生じにくいものを購入すること。

3 物品購入にあたっては、上記1、2の条件及びこれと同等の規格及び品質を有するものを購入すること。

4 物品は指示した規格及び品質のとおり納入されたか監督職員の確認を受けること。なお、納品書類等は監督職員に必ず提出すること。

5 その他必要事項については監督職員の指示によること。

※ 支持線（控線）と支持柱の選択結果により必要数量が変わる。

防護柵購入仕様書(ネット)

1 防護柵物品の品質及び規格、数量は、次に示すとおりとする。

物品	品質及び規格	数量	備考
侵入防護網	高さ 2 m 以上 網目 50 mm 以下 ステンレス線 0.25 mm × 4本入以上	350m	
網用上張りロープ	径 8 mm 以上	385m	
網用下張りロープ	径 6 mm 以上	385m	
アンカー (ネット押さえ用)	長さ 400 mm 以上	560本	
支柱	径 30 mm 以上 長さ 2,000 mm 以上	80本	
※ または			
支柱 及び 支柱用杭	径 30 mm 以上 長さ 1,800 mm 以上	80本	
	径 20 mm 以上 長さ 900 mm 以上	80本	
キャップ (支柱用)		80個	
支柱用控えロープ	径 6 mm 以上	220m	
支柱用控えアンカー	径 10 mm 以上 長さ 600 mm 以上	42本	
ジョイント用糸	ステンレス入り糸	16m	
※ または			
網結束バンド	最大束径 40 mm 以上	1,000本	

- 2 侵入防止網及びロープ等は野生動物に噛み切られる恐れのないものを購入すること。
- 3 支柱は、積雪及び強風等により折損等を生じにくいものを購入すること。
- 4 防護柵物品購入にあたっては、上記1～3の条件及びこれと同等の規格・品質を有する物品を購入すること。
- 5 指示した規格及び品質のとおり納入されたか監督職員の確認を受けること。
- 6 その他必要事項については監督職員の指示によること。

請負事業事故報告書

平成 年 月 日

監督職員

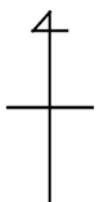
殿

請負者

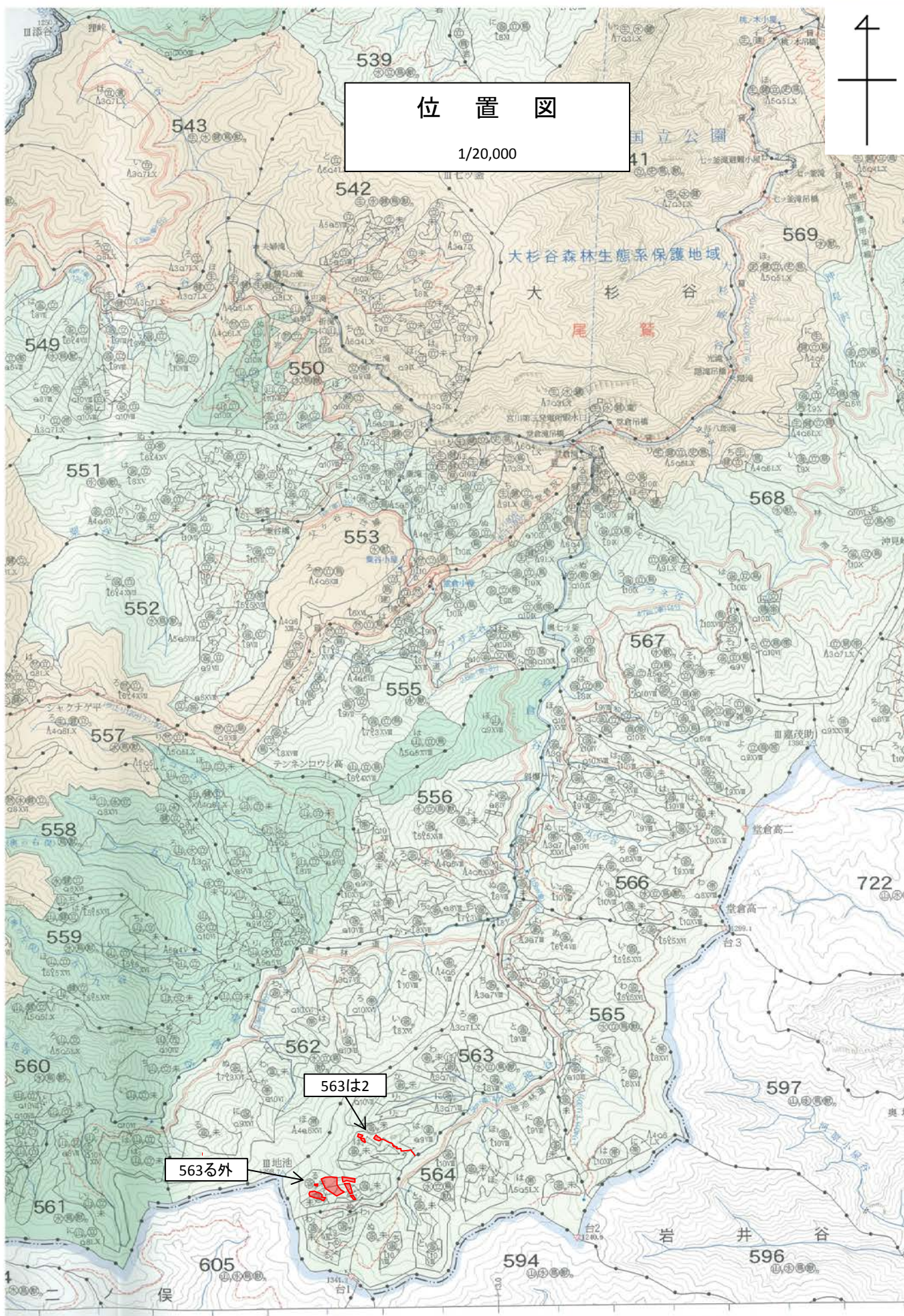
現場代理人

事業名						事業場所					
発生日時	平成 年 月 日(曜日) 時 分					天候					
災害発生状況・原因	①どのような場所で ②どのような作業をしている時に ③どのような物または環境に ④どのような不安全なまたは有害な状態であって ⑤どのようにして災害が発生したかを詳細に記入する。また、略図を添付する。										
被害状況	人的被害・物的被害を記載										
被災者	氏名			生年月日	年 月 日(歳)		性別	男・女		職種	
	連絡先									経験年数	
	傷病名			傷病部位				休業見込期間・死亡日時			
今後の対策											
所見・状況											

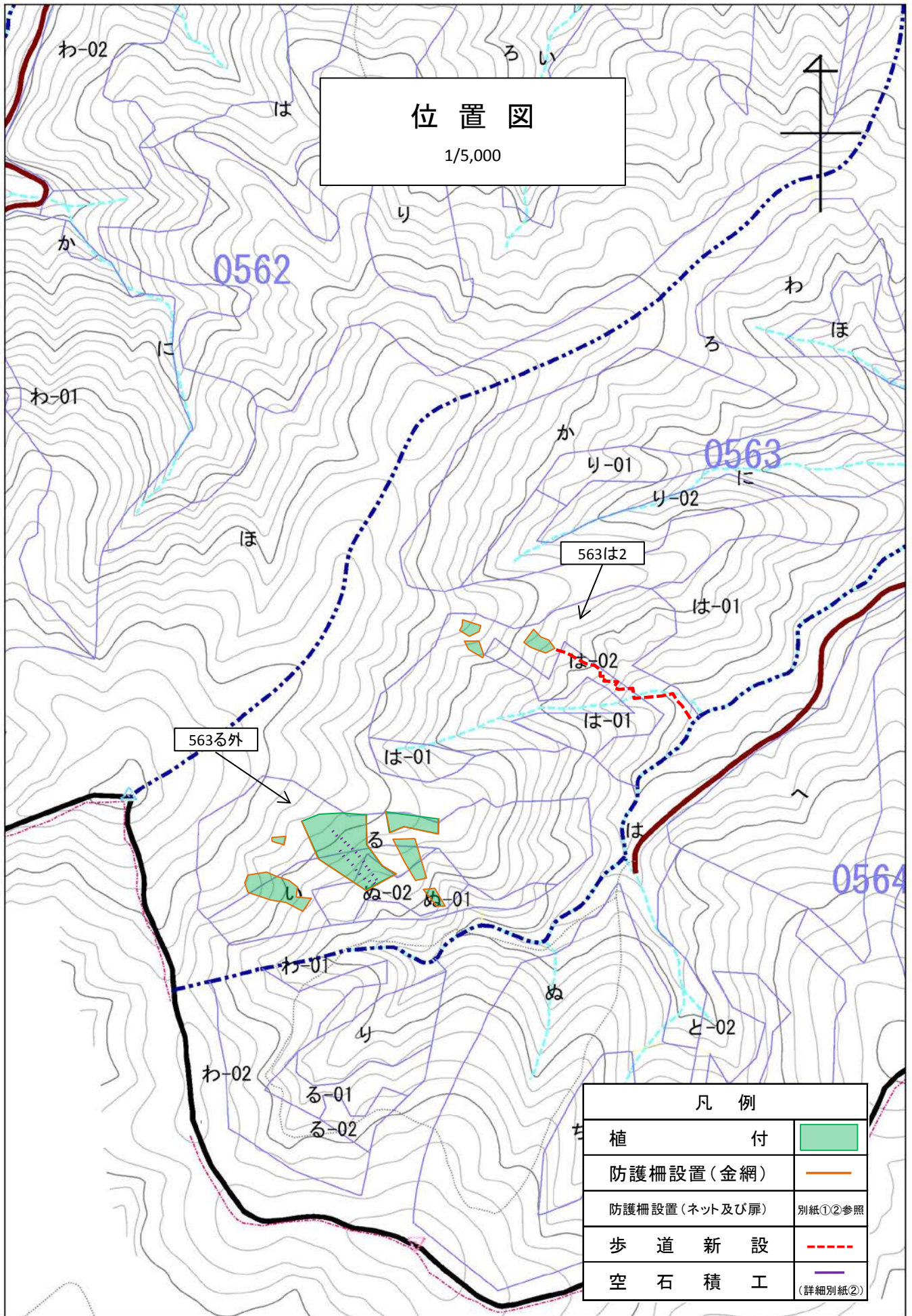
注) 労働災害(4日以上 of 休業を要する災害)、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故が発生した場合に監督職員に速やかに報告する。



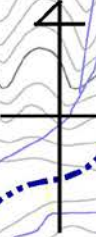
位置図
1/20,000



凡例	
作業箇所	

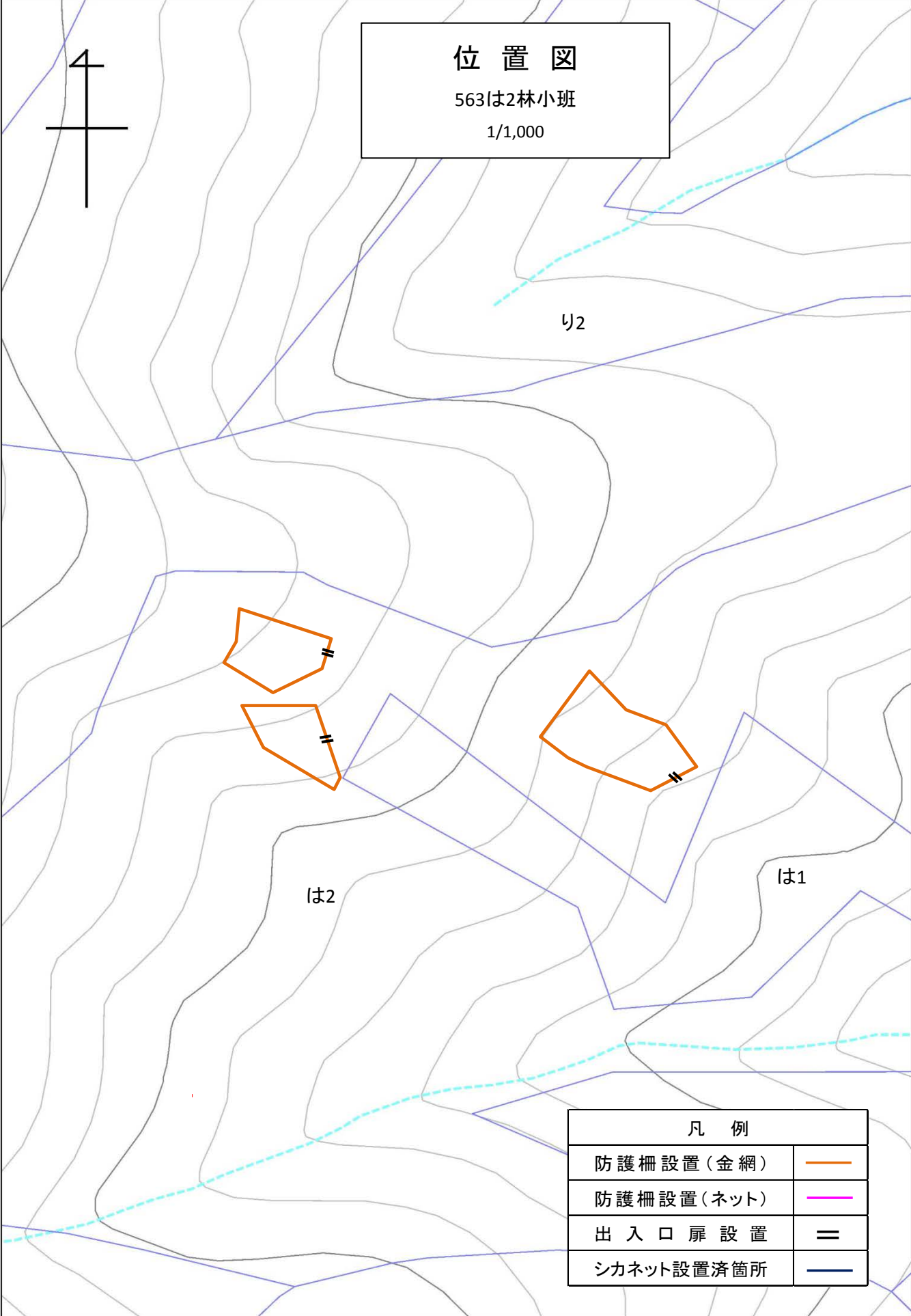
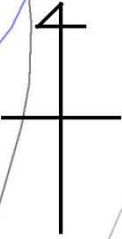


位置図
1/5,000



凡 例	
植 付	
防護柵設置(金網)	
防護柵設置(ネット及び扉)	別紙①②参照
歩 道 新 設	
空 石 積 工	 (詳細別紙②)

位置図
563は2林小班
1/1,000

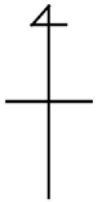


凡 例	
防護柵設置(金網)	—
防護柵設置(ネット)	—
出入口扉設置	==
シカネット設置済箇所	—

位置図

563る外林小班

1/1,000



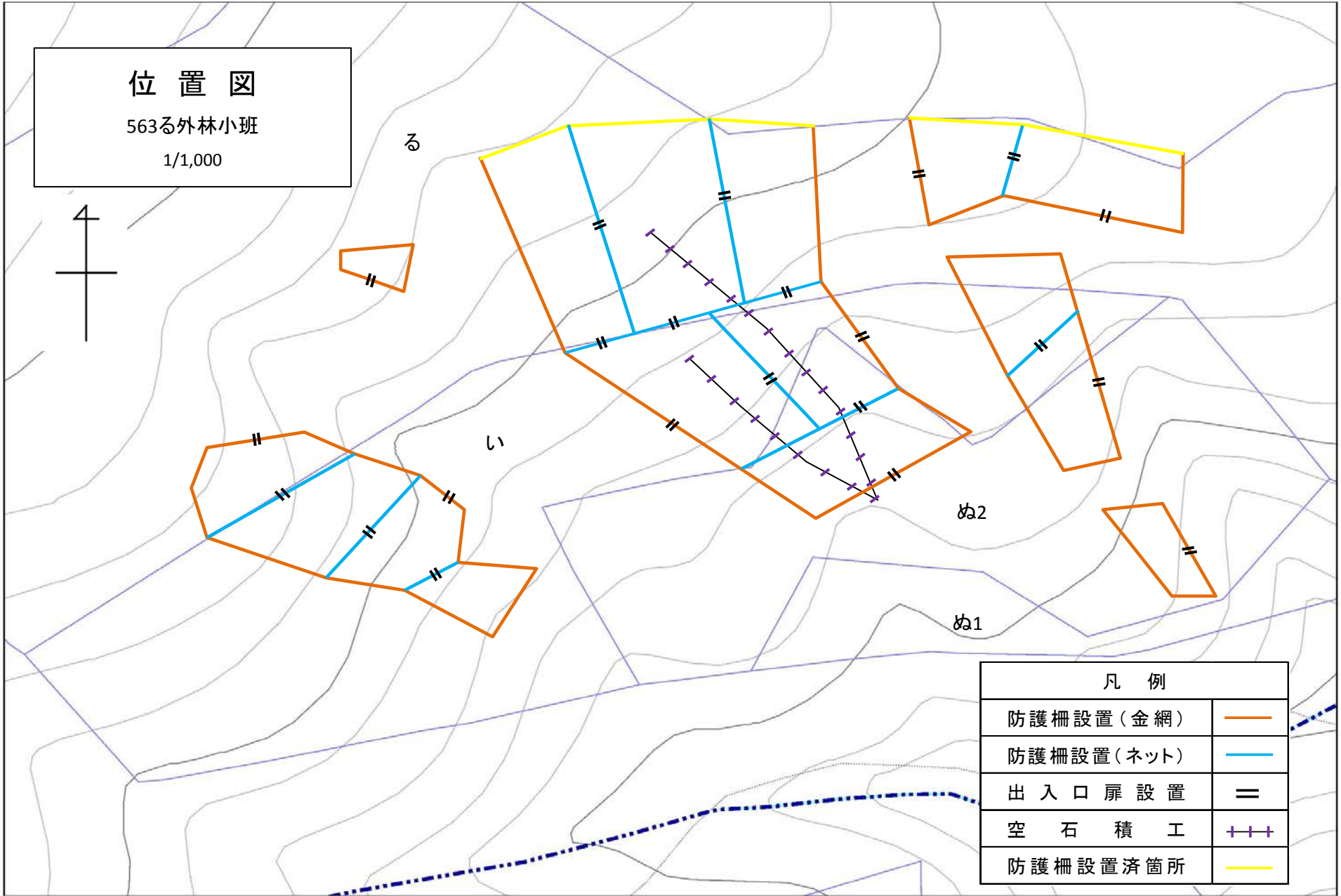
る

い

ぬ2

ぬ1

凡例	
防護柵設置(金網)	—
防護柵設置(ネット)	—
出入口扉設置	==
空石積工	+++
防護柵設置済箇所	—



入札者注意書

入札参加者は、入札公告、入札説明書、仕様書、契約書案及び本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知のうえ、入札してください。

1. 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
2. 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
3. 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
4. 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉にすること。
5. 入札書には、入札者が消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を記載すること。
ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
6. 入札者は、入札書提出前に競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。
7. 代理人に入札をさせようとするときは、入札前に委任状を提出すること。
8. 代理人が入札をするときは、入札書に代理人である旨を明記すること。
9. 入札・開札の時刻は、入札会場の時計に基づきます。
10. 入札締め切り時刻をすぎて提出した入札書は、受理しない。
11. 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
 - ① 入札参加資格のない者のした入札。
 - ② 入札物件番号・入札金額・入札者名（代理人を含む。以下同じ。）の確認ができないもの。
 - ③ 入札書に入札者の記名押印のないもの。
 - ④ 郵便入札にあつては、郵便入札書が定められた入札の締切時刻までにその場所に到達しなかったもの。
 - ⑤ 事業内訳書の提出がないもの。
 - ⑥ 暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - ⑦ その他入札に関する条件に違反した入札。
12. 一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
13. 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札の無効の申し出があっても受理しない。
14. 開札は、入札者の面前で行う。ただし、入札者が立ち会わない時は、当発注機関の指定した職員を立ち合わせて開札する。この場合、入札者は異議の申し立てはできない。

15. 開札の結果、予定価格に達するものがない場合は、再度の入札を行なうことがある。
16. 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
 - (1) 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、落札の決定を保留することがある。
 - (2) 前項の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められる入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。なお、調査の結果により、最低額の入札者であっても落札者とならない場合もある。
 - (3) 第1項により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) 第1項の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
17. 落札となるべき同価格（総合評価落札方式による場合は「同評価値」）の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格（同評価値）の入札をした者のうち、くじを引かない者、入札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。
18. 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとします。
19. 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の108に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
20. 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
21. 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めるときは、入札の執行を中止する。
22. 入札者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
23. 入札を辞退した者はこれを理由として、以降の競争参加資格の審査等について、不利益な取扱いを受けることはない。
24. 入札者が入札を辞退するときは、入札執行前にあつては、入札辞退届を持参または郵送（配達記録が残るものに限る。）により、入札執行前に提出すること。

また、入札執行中にあつては、入札辞退届又は辞退する旨を明確に確認することができる書面を直接提出すること。
25. このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

(別紙)契約情報の公表様式

平成28年度 請負事業の契約実績(森林整備)

三重森林管理署

事業名 : 大杉谷国有林森林整備事業(造林)

作業種	国有林	林小班	実行数量	作業期間	林分条件	作業条件				備考
					傾斜及び植生量	作業手段	人員輸送距離 (往復・km)	通勤時間 (往復・分)	植栽本数 (本)	
植付	大杉谷	563る外	0.71 ha	契約の翌日 ~ 平成29年7月31日	中	人力	72.2	276	1,065	
		563は2	0.08 ha		難		72.0	265	120	
		計	0.79 ha						1,185	
防護柵設置	大杉谷	563る外	1.09 km	契約の翌日 ~ 平成29年7月31日	中	人力	72.2	276		
		563は2	0.22 km		難		72.0	265		
		計	1.31 km							
空石積工	大杉谷	563る外	18 m2	契約の翌日 ~ 平成29年7月31日	—	人力	72.2	276		
		計	18 m2							
歩道新設	大杉谷	563は2	0.23 km	契約の翌日 ~ 平成29年7月31日	難	人力	72.0	252		
		計	0.23 km							